

家族支援共済

制度の特長

- お手頃な掛金でもしもの時^(※)の保障を準備できます。^{※しもの時、とは死亡・高度障害のことです。}
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
- 万が一(死亡・高度障害)の場合、労働組合の役員と諸手続きに関する専門家により、
残されたご家族の心に寄り添い支え、生活再建をお手伝いする独自の取り組みを行っています。

■ 加入対象者<組合員本人>

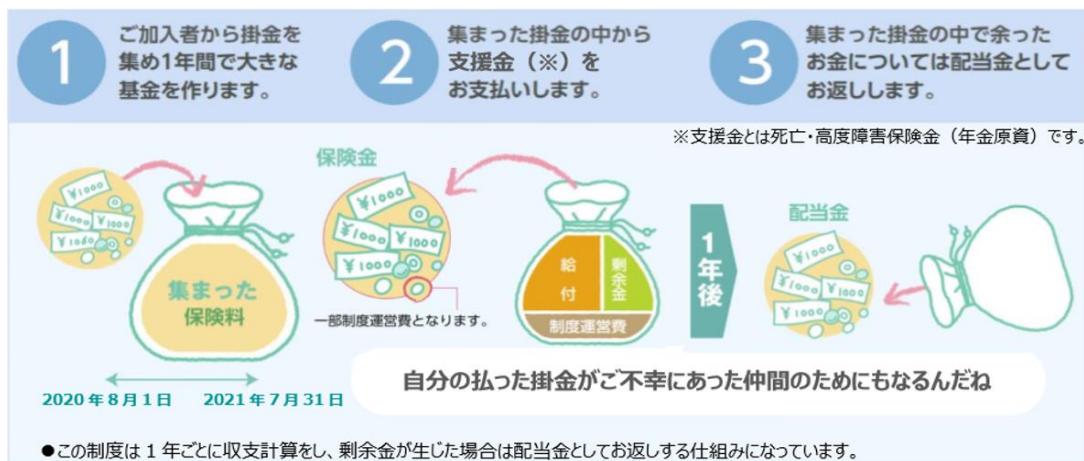
西日本旅客鉄道労働組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2020年8月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方

- * 組合員でなくなった場合、新規加入・増額はお取り扱いできません。(配偶者・子ども含む) 現在の加入内容の継続・脱退のお取り扱いはできません。
- * 組合員有資格者が西日本旅客鉄道労働組合を脱退した場合、継続のお取り扱いはできません。

<継続加入の取扱い>

一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額以内で継続できます。更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

■ 制度のしくみ JR西労組の組合員同士の助け合いの共済制度として無理・無駄のない掛金で運営しています。



■ 制度の主旨



■ 加入例

18~35歳の組合員が月額8万円コース(E+E)に加入の場合

年金受取の場合		年金原資 ^{*2} 2,562万円
		受取総額 約 2,897万円 ^{*3}
給付内容	万一(死亡・高度障害)のとき [死亡・高度障害保険金]	
掛金(概算)	男性 1,768円 ^{*4} / 女性 1,178円 ^{*5}	月額給付(平均) 約 8万円×30年間 ^{*1}

●記載の掛金は2019年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や保険金のお支払状況等の増減により適用する優良割引率が変更もしくは廃止になることがあります。

●記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定します。

●上記は給付①(新・団体定期保険)と給付②(新・団体定期保険)をセットしたものです。

●給付①(新・団体定期保険)と給付②(新・団体定期保険)ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。

●それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

●給付①(新・団体定期保険)、給付②(新・団体定期保険)の掛金は概算であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合は初回に際して精算いたします。

●記載の内容は給付①(新・団体定期保険)と給付②(新・団体定期保険)をセットしております。給付①より1~5年目までを給付し、その期間給付②の年金原資を積み置き、6年目以降に給付します。

●具体的給付内容は以下の通りです。

*1 給付①5年 給付②25年 *2 給付①488万円 給付②2,074万円 *3 給付① 約492万円 給付② 約2,405万円 *4 給付①337円 給付②1,431円 *5 給付①224円 給付②954円

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢35歳 2020年8月1日現在満34歳6ヵ月を超え満35歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

■精神的支援

組合員に万一（死亡・高度障害）の場合、残されたご家族は様々な不安を抱えています。

そんなご家族の不安や悩みを少しでも軽減し、生活再建のお手伝いをする独自の取り組みを行っています。

遺族ガイダンス

労働組合役員と諸手続きに関する専門家と一緒に残されたご家族に直接お会いし、家族支援共済の給付の手続きだけではなく、専用資料（ライフガイド・家計収支推移表）を使用し、今後必要となる手続きや家計の収支予測についてご説明することで不安解消を行います。



※イメージ写真



ライフガイド

※文化庁著作権登録済



「当面の不安」を解消していただくため、 社会保障制度の給付概要や手続きを解説

- 葬儀後の諸手続きの一般的なスケジュール
- 葬儀後の諸手続きのチェックリスト
 - I. 給付に関する手続き
 - ・公的遺族年金の給付 ・公的一時金の給付 等
 - II. 各種変更・解約等の手続き
 - ・世帯主の変更 ・預貯金の名義変更 等
 - III. 遺産相続に関する手続き
 - ・相続人の確定 ・相続税の申告 等
 - IV. 生活ガイド
 - ・税金の申告 ・社会福祉相談窓口 等



家計収支推移表

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
収入													
支出													
収支差													

「将来の経済的不安」を解消いただくための 長期間にわたる収支を予測

- 今後 30 年間の収入および支出の予測
- 家族支援共済の受取収入イメージを数値により解説
- ご家族構成をもとにライフイベントをふまえた収支をシミュレーションした試算

遺族ガイダンス後の相談窓口

- 生活リズムを立て直すまでの間（保険金支払後から 3 年間）ご利用いただける各種相談サービスのご案内をします。各専門家が対応します。

24 時間 健康・ 医療相談	健康に関する不安や心配なことを、年中無休・24 時間 フリーダイヤルでご相談いただけます。 ＜例えばこんな時に＞ ●夜中に子どもが泣きやまない。どうしよう？ ●6ヶ月も医者に通っているが、なかなかよくならない。 ●最近肩こりが辛い。よくなる方法はないのだろうか？	・24 時間 ・年中無休 ・フリーダイヤル（無料）
メンタル ヘルス 相談	電話または面談にて臨床心理士が、プライバシー厳守にて カウンセリングを行います ＜例えばこんな時に＞ ●毎日がなんとなく不安で、鬱々としている。 ●最近疲れやすい。医者にも行ったがどこにも異常がないと言われた。 ●最近子育てに疲れていて、どうしていいかわからない。	・フリーダイヤル（無料） ・面接相談はおひとり年間 5 回 まで無料 ※6 回目から有料
F P 相談	相続やライフプランについて専門家が遺族の疑問・相談に 回答いたします ＜例えばこんな時に＞ ●相続税がかかるのか不安である。 ●遺産相続について何をすればいいかわからない。 ●将来の老後の生活が心配だ。	・フリーダイヤル（無料） ・面談相談の初回相談料は時間 に関係なく 8,000 円 ※2 回目以降は 1 時間あたり 8,000 円

■問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部 法人営業第二部 TEL 06-6208-5427

特約制度

制度の特長

- 三大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として、保険金が支払われます。
 - 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
 - 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。

■加入対象者

<組合員本人>

家族支援共済にご加入の組合員で2020年8月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方

<配偶者>

家族支援共済配偶者プランにご加入の組合員の配偶者で2020年8月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方
※配偶者だけの加入はできません。

*組合員でなくなった場合、新規加入・増額はお取り扱いできません。(配偶者含む)現在の加入内容の継続・脱退のお取り扱いはできます。

*組合員有資格者が西日本旅客鉄道労働組合を脱退した場合、継続のお取り扱いはできません。

【自動更新の取扱い】

保険期間の満了の日の2ヵ月前までに更新されない旨の申し出がない限り、ご契約は被保険者の健康状態に関わらず自動的に更新されます。

ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が65歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。

※更新後のご契約の保険期間は1年間です。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

保障内容	主契約	男性				女性			
		年齢	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
保障内容	主契約		所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき [特定疾病保険金] ^(※2)						
			100万円						
	7大疾病保障特約		死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金] ^(※2)						
			100万円						
保障内容	7大疾病保障特約		所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき [7大疾病保険金] ^(※3)						
			50万円						
	がん・上皮内新生物保障特約		所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金] ^(※3)						
			10万円						
月額掛金	年齢	男性				女性			
		主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計
月額掛金	25歳	199円	70円	13円	282円	148円	75円	25円	248円
	35歳	253円	105円	16円	374円	271円	145円	45円	461円
	45歳	478円	195円	30円	703円	586円	365円	80円	1,031円

(※1)急性心筋梗塞・脳卒中の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

(※2)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※3)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

・7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。・7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が発払われた場合に消滅します。・特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

*年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=2020年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

■問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部 法人営業第二部 TEL 06-6208-5427

万が一(死亡・高度障害)への備え



退職後継続制度

制度の特長

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢70歳まで、継続加入が可能です。
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

■ 加入対象者

<組合員本人>

西日本旅客鉄道労働組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2020年8月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方

<配偶者>

組合員本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2020年8月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方
※配偶者だけの加入はできません。

*組合員でなくなった場合、新規加入・増額はお取り扱いできません。(配偶者含む)現在の加入内容の継続・脱退のお取り扱いはできます。

*組合員有資格者が西日本旅客鉄道労働組合を脱退した場合、継続のお取り扱いはできません。

【自動更新の取扱い】

ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず、80歳まで自動的に更新されます。※更新後の保険料は更新時の年齢および保険料率により計算します。

保障内容・掛金

保障内容	死亡または所定の高度障害状態になったとき [死亡・高度障害保険金]	300万円
月額掛金	25歳…男性 1,143円/女性 693円 35歳…男性 1,455円/女性 858円 45歳…男性 1,956円/女性 1,089円	

- ・ 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2020年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- ・ 記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

■ 問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部 法人営業第二部 TEL 06-6208-5427



家族支援共済

制度の特長

- お手頃な掛金でもしもの時^(※)の保障を準備できます。^{※しもの時、とは死亡・高度障害のことです。}
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
- 万一(死亡・高度障害)の場合、労働組合の役員と諸手続きに関する専門家により、^{残されたご家族の心に寄り添い支え、生活再建をお手伝いする独自の取り組みを行っています。}

■ 加入対象者

＜配偶者＞

西日本旅客鉄道労働組合の組合員の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2020年8月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方（継続の場合は満70歳6ヵ月まで）

＜こども＞

西日本旅客鉄道労働組合の組合員本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、2020年8月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方

＜継続加入の取扱い＞

一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額以内で継続できます。更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

■ 保障内容・掛金

＜配偶者＞

コース	年齢	給付内容					月額掛金（円）	
		受取 年数 年	年金月額		受取総額 約 万円	一時金の場合 （死亡・高度障害保険金） （年金原資） 万円		
			初年度 約 万円	最終年度 約 万円				
月額7万円	18-35歳	5	6.9	7.5	433	429	296	197
	36-40歳						373	322
	41-45歳						502	386
	46-50歳						729	558
	51-55歳						1,107	776
	56-60歳						1,677	1,030
	61-65歳						2,621	1,394
月額5万円	18-35歳	5	5.0	5.4	312	309	213	142
	36-40歳						269	232
	41-45歳						362	278
	46-50歳						525	402
	51-55歳						797	559
	56-60歳						1,208	742
	61-65歳						1,888	1,004
月額3万円	18-35歳	5	2.9	3.2	186	185	128	85
	36-40歳						161	139
	41-45歳						216	167
	46-50歳						315	241
	51-55歳						477	335
	56-60歳						723	444
	61-65歳						1,130	601

＜こども＞

コース	年齢	給付内容				月額掛金（円）	
		受取 年数 年	年金月額		受取総額 約 万円	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) 万円	
			初年度 約 万円	最終年度 約 万円			
300万円	3～22歳	—	—	—	—	300	210
100万円	3～22歳					100	70

- 記載の掛金は2019年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止になることがあります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 掛金は概算であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 掛金は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
- (例) 保険年齢 35歳 = 2020年8月1日現在満34歳6ヵ月を超え満35歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 制度内容詳細はパンフレットをご参照ください。

■ 問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部 法人営業第二部 TEL 06-6208-5427